

## 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・ $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”マリナ-4)

## (1) 主成分

ラクトコッカス・ガルビエSS91-014 G-3株

ビブリオ・アングイラルムAY-1 G-3株

フトバクテリウム・ダムセラ・サブスピーシーズ・ピシシダAW-02 G-3株

マダイイリドウイルスEI-01 G-7株

## (2) 対象動物

ぶり属魚類

## (3) 用法及び用量

麻酔した魚体重約30～300gのぶり属魚類の腹腔内(魚体の腹鰭を体側に密着させたとき、先端部が体側に接する場所から腹鰭付け根付近までの腹部正中線上)に連続注射器を用い、0.1mLを1回注射する。

## (4) 効能又は効果

ぶり属魚類(魚体重約30～300g)の $\alpha$ 溶血性レンサ球菌症、J-O-3型ビブリオ病及び類結節症の予防

ぶり属魚類(魚体重約30～100g)のイリドウイルス病の予防

## 2 エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)

## (1) 主成分

エトキサゾール

(オキサゾリン環を有する化合物)

## (2) 対象

鶏舎

## (3) 用法及び用量

本剤を100倍に水で希釈し、ケージ底面積1m<sup>2</sup>あたり400mLとなるように、ワクモの生息する場所(ケージ、卵受け、餌受け、壁、天井など)に散布する。

## (4) 効能又は効果

鶏舎内のワクモの駆除

## 3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価(食品安全基本法第24条第1項第8号)